

価格表示促進物品指定

価格表示認定要綱第 2 条の規定により、価格表示促進物品等として、次のとおり指定しました。

平成 1 8 年 4 月 28 日

長野県知事 田 中 康 夫

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和 5 1 年法律第 8 8 号)第 2 条第 3 項に規定する給油所において販売するガソリン、軽油及び灯油